

# 大阪経済法科大学校友会会則

1999年6月26日  
制 定

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大阪経済法科大学校友会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と連携を深め、あわせて大阪経済法科大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の発行
- (2) 会報の発行
- (3) その他必要と認める事業

(本部)

第4条 本会は、大阪経済法科大学内に本部を置く。

## 第2章 会員及び会費

(会員)

第5条 本会は、次の会員で組織する。

- (1) 正会員 ①大阪経済法科大学を卒業した者  
②大阪経済法科大学に在学した者で、本会に入会の意思があり、幹事会で承認を得た者
- (2) 特別会員 ①学校法人大阪経済法律学園の役員及び評議員  
②大阪経済法科大学の教職員  
③その他、幹事会で承認を得た者
- (3) 準会員 ①大阪経済法科大学に在学する者

(除名)

第6条 会員が、本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたときは、幹事会の決議により除名できる。

(会費)

第7条 本会の会費は、別に定める。

## 第3章 役員

(役員)

第8条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 常任幹事 若干名
- (4) 幹事 50名以内
- (5) 会計監査 2名
- (6) 顧問 若干名

(選出)

第9条 役員を選出方法は、別に定める。

(職務)

第10条 役員は、次の職務を行うものとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその会務を代行する。
- (3) 常任幹事は、会長及び副会長を補佐し、各事業の企画立案を行う。
- (4) 幹事は、幹事会を構成し、会務を処理する。
- (5) 会計監査は、会計及び収支決算を監査する。ただし、他の役員を兼務できない。
- (6) 顧問は、重要事項について会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

(任期)

第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

#### 第4章 総会

(総会)

第12条 総会は、毎年1回開催する。ただし、幹事会において必要と認めるときは、臨時に総会を開くことができる。

(報告事項)

第13条 総会に、次の事項を報告し、意見を求めるものとする。

- (1) 会則改正
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 役員を選出
- (5) その他会長が必要と認めた事項

2. 総会における意見は、必要に応じて幹事会で審議し、その結果を会員に報告するものとする。

#### 第5章 幹事会

(構成)

第14条 幹事会の構成は、会長、副会長、常任幹事及び幹事をもって組織し、会長が議長となる。

(招集)

第15条 幹事会の招集は、会長が行う。

(審議事項)

第16条 幹事会は、次の事項を審議・決定する。

- (1) 会則の改正に関する事項
- (2) 事業計画案及び予算案に関する事項
- (3) 事業報告案及び決算案に関する事項
- (4) 役員を選出に関する事項
- (5) その他会務の処理に関する事項

(定足数)

第17条 幹事会の成立は、構成員の3分の2以上の出席(委任状によるものを含む。)をもって成立する。

(議決)

第18条 議事の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、会則の変更は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

#### 第6章 会計及び監査

(経費)

第19条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(決算)

第21条 会計監査は、監査の結果を幹事会に報告するものとする。

#### 第7章 支部

(支部)

第22条 本会に、支部を設置することができる。

2. 地域又は職域において支部を置く場合は、幹事会の承認を得るものとし、総会に報告しなければならない。

附則

この会則は、1999年6月26日から実施する。

## 校友会会費規程

1999年6月26日  
制 定

(目 的)

第1条 この規程は、大阪経済法科大学校友会会則第7条の会費について定める。

(会 費)

第2条 会費は、終身会費20,000円とする。

(返 金)

第3条 納入した会費は、理由のいかんを問わず返金しない。

附則

この規程は、2000年4月1日から実施する。

## 校友会役員を選出方法に関する申合せ

1999年6月26日  
総会承認

1. 大阪経済法科大学校友会会則第9条による役員を選出については、当面この申合せによる。
2. 会長、副会長及び常任幹事を選出
  - (1) 会長、副会長及び常任幹事は、幹事会において、幹事の中から互選する。
  - (2) 会長は、正会員の中から選出する。
  - (3) 副会長は、正会員から2名、特別会員から1名を選出する。
3. 幹事を選出  
幹事は、幹事会において、会員の中から選出する。
4. 会計監査を選出  
会計監査は、幹事会において、会員の中から選出する。
5. 顧問を選出  
顧問は、幹事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。ただし、大阪経済法科大学学長は、常任の顧問とする。
6. 1999年選出の役員については、「校友会設立準備委員会」の推薦に基づき、1999年6月26日開催の「大阪経済法科大学校友会設立総会」において承認する。

附則

この申合せは、1999年6月26日から実施する。

附則

この申合せは、2007年6月2日から実施する。

## 校友会支部規程

1999年9月11日  
制 定

第1条 この規程は、大阪経済法科大学校友会会則第22条に基づく支部の設置及び運営について定める。

第2条 支部の名称は、原則として大阪経済法科大学校友会〇〇支部と称する。

第3条 支部は、会員相互の親睦と連携を深め、校友会本部の活動に協力し、母校の発展に寄与することを目的とする。

第4条 支部は、地域又は職域に設置することができる。

第5条 支部を設置する場合は、5名以上の代表者（支部役員）を選び、次の各号の書類を幹事会に提出しなければならない。

- (1) 支部設置承認願
- (2) 支部役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 支部規約

第6条 支部設置は、幹事会の承認を得て、総会に報告するものとする。

第7条 支部役員は、支部総会において、会員の中から選出する。

第8条 支部規約は、各支部において定める。ただし、支部規約は、校友会会則に抵触しないものとする。

第9条 支部は、支部役員の交代、規約の変更、会員の入退会、支部総会の開催などについて、その都度幹事会に届けなければならない。ただし、支部役員の交代、規約の変更については幹事会の承認を受けなければならない。

第10条 支部が、校友会会則及びこの規程に違反するときは、その承認を幹事会の議決により取り消すことができる。

### 附則

この規程は、1999年9月11日から実施する。